

回答書

令和2年8月3日

特定非営利法人 消費者機構日本 御中

(03-5216-6077)

〒634-0804

奈良県橿原市内膳町5-3-31フクダ不動産八木駅前ビル3階

奈良総合法律事務所

TEL:0744-23-8611/FAX:0744-25-5911/Email: narasougou-lo@nifty.com

株式会社エスクリ代理人

弁護士 荒木 秀 夫

- 1 当職は、株式会社エスクリ（以下「当社」といいます。）の代理人として、以下のとおりご通知いたします。
- 2 貴法人の当社に対する令和2年5月20日付申入書の申し入れ事項1に対し、補足して以下のとおり回答いたします。
 - (1) 本件条項に定める解約料10万円は、以下の理由から、平均的損害を超えるものではないものと思料します。
 - ア 先日お伝えしたとおり、解約により当社が被る損害は、逸失利益が基礎となります。
 - イ 当社における挙式披露宴の平均組単価は、以下のとおりです。資料として、当社の決算説明資料（抜粋）を添付します（資料1、2）

(7) 2017年3月期	3,784,000円
(1) 2018年3月期	3,763,000円
(7) 2019年3月期	3,795,000円

ウ また、当社における挙式披露宴の粗利率（売上高のうち、売上総利益が占める割合）は、以下のとおりです。資料として、当社の有価証券報告書添付の損益計算書を添付します（資料3、4）。

㉠	2017年3月期	約64.0%
㉡	2018年3月期	約64.8%
㉢	2019年3月期	約64.3%

エ この点、契約を解約された場合、新たに別のお客様との間で、同じ日時・場所での結婚式・披露宴の契約を行うことはあり得ます。このような再販売ができた場合には、当社は解約によって被った逸失利益を填補することができます。

もっとも、挙式日より相当以前に解約された場合でも、同じ日時・同じ場所で再契約ができるとは限りません。

資料5は、当社における2017年3月から2020年2月までに成約した挙式披露宴のうち、キャンセルされた案件について、再販率を集計したものです（集計データを印刷するとかなりの枚数になるため添付していませんが、必要であればエクセルデータをお送りします）。

傾向として、キャンセルから挙式までの日数が長いほど再販率が上昇する傾向にありますが、その傾向は、150日を超えたあたりから緩やかになり、300日を超えると再販率はほとんど同じであることがわかります。

オ 上記で示した各数字のうち、仮に逸失利益が最も低くなる金額を採用して、当社の逸失利益を計算したとしても、以下のような金額となります。

$$3,763,000 \text{円 (平均組単価)} \times 64.0\% \text{ (粗利率)} \times (100 - 65.8)\% \text{ (非再販率)} = 823,645 \text{円}$$

すなわち、当社は、挙式披露宴をキャンセルされることで、低く見積もっても平均823,645円の得べかりし利益を失う計算となります。

カ よって、挙式披露宴のキャンセルにより、当社が平均10万円以上の損

害を被ることは明らかです。

- (2) 以上より、本件条項に定める解約料10万円は、平均的損害を超えるものではなく、貴法人の申入れ事項1には応じかねますので、ご了承ください。

以上